

令和 7 年 9 月 24 日

経済産業省 G X グループ

資源循環経済課長 三牧 純一郎

環境省関東地方環境事務所

所 長 庄子 真 憲

特定有害廃棄物等の未承認輸出未遂について（嚴重注意）

貴社が関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づきタイ王国向けに令和 7 年 5 月 29 日東京税関に輸出申告した貨物について、同年 6 月 2 日及び 6 月 10 日に同税関が貨物確認検査を行い、当所が立ち会った結果、土が多量に混入し付着した電子機器の部品である廃基板、裁断された被覆線、金属（銅、アルミ）の破砕物、プラスチックの破砕物が含まれていることが判明した。

当該貨物は、貨物確認検査及びヒアリング調査等の結果、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定有害廃棄物等に該当することが確認された。

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、バーゼル法第 4 条第 1 項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 48 条第 3 項の規定により輸出の承認を受ける義務が課せられるところ、当該貨物の輸出に当たって当該承認を受けていなかったことは、国内においてはバーゼル法違反となるおそれがあった。さらに、国際的にもバーゼル条約違反として我が国のバーゼル条約遵守に係る信頼を損ねるおそれがある行為でもあり、よって本書面により嚴重に注意する。

また、今後このような事態が発生しないよう、次の措置を求める。

- 1 再発防止策を策定し、策定された再発防止策及び当該貨物の処分方法等を記載した顛末書を令和 7 年 10 月 8 日（水）までに経済産業省及び環境省に提出すること。
- 2 国内へ引き取った貨物の取り扱いについては、令和 7 年 7 月 17 日付けで提出された誓約書の内容を遵守すること。
- 3 今後、輸出を行う場合は、貴社の責任において輸出貨物の由来、性状等の把握及び十分な品質管理の確保に努めるとともに、特定有害廃棄物等を所定の手続きを経ることなく輸出することのないようにすること。